

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>第21条の5の15第2項第1号</u>並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者)</p> <p>第3条 <u>法第21条の5の15第2項第1号</u>の条例で定める者は、法人とする。ただし、<u>法第6条の2第3項</u>に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>第21条の5の15第3項第1号</u>並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者)</p> <p>第3条 <u>法第21条の5の15第3項第1号</u>の条例で定める者は、法人とする。ただし、<u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第24条の9第2項</u>において準用する<u>法第21条の5の15第2</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第24条の9第3項</u>において準用する<u>法第21条の5の15第3</u></p>

項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者)

第2条 法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者)

第2条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第3条ただし書の改正は、公布の日から施行する。